

第5期

岩手県障がい者工賃向上計画

～働く喜びと「共に生きるいわて」を目指して～

令和6年度～令和8年度

岩手県保健福祉部

1	岩手県障がい者工賃向上計画策定の趣旨等	1
(1)	はじめに	1
(2)	計画策定の目的	1
(3)	計画期間	1
(4)	対象事業所	1
2	就労支援事業所の状況	2
(1)	サービス種別・内容及び事業所数（令和6年4月現在）	2
(2)	取り扱う製品・役務	2
3	第4期岩手県障がい者工賃向上計画（令和3年度～令和5年度）の達成状況と取組実績	3
(1)	工賃実績の達成状況	3
(2)	主な実施事業の取組実績	4
4	工賃向上に向けた課題と支援の方向性	7
(1)	平均工賃額の評価・分析	7
(2)	就労継続支援事業所等における目標工賃の達成状況について	10
(3)	就労継続支援事業所等が希望する支援策	10
(4)	今後の支援の方向性	10
5	令和6年度～8年度の目標工賃	12
(1)	目指すべき工賃水準と目標工賃	12
(2)	目標工賃の設定	12
6	工賃向上に向けた各機関の役割	13
(1)	就労継続支援事業所等の役割	13
(2)	県の役割	13
(3)	市町村の役割	13
(4)	民間団体・事業所による協力	13
7	工賃向上に向けた具体的な取組内容	14
(1)	官民による就労継続支援事業所等への発注促進・販売機会の創出	14
(2)	共同受注センター利用の促進	14
(3)	障がい者共生地域活性化支援拠点（仮称）の設置	14
(4)	工賃向上を支援するセミナー・研修会等の開催	15
(5)	品質と作り手（担い手）の認証・発信	15
(6)	就労継続支援事業所等の適切な運営の確保	16

1 岩手県障がい者工賃向上計画策定の趣旨等

(1) はじめに

令和6年3月に県が策定した新しい「岩手県障がい者プラン」では、「障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支え合う仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会」を基本目標に掲げています。

また、「自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進」を施策の基本的方向の一つに位置付け、具体的な施策として「多様な就労の場の確保」を図るため、一般企業への就労機会の拡大のほか、福祉的就労の場の拡充、障がい者工賃の水準向上等を推進することとしています。

障がい者の就労機会は、健常者と同様に企業等と雇用契約を結んで就労する「一般就労」のほか、一般就労に結びつかない方が就労する「福祉的就労」に大別されます。福祉的就労の場においては、障がい者と就労継続支援事業所等がサービス利用契約を結び、福祉的な支援を受けながら就労していますが、労働の対価である「工賃」は、最低賃金を下回ることが多いのが現状です。

県は、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする「岩手県障がい者工賃倍増5か年計画」、平成24年度からは4期12カ年度にわたり「岩手県障がい者工賃向上計画」（第1期：平成24年度～平成26年度、第2期：平成27年度～平成29年度、第3期：平成30年度～令和2年度、第4期：令和3年度～令和5年度）を策定し、関係機関と連携して障がい者工賃の水準向上に向けた各般の支援に取り組んできました。この間、東日本大震災津波（平成23年3月）や新型コロナウイルス感染症の拡大（令和2年2月頃～）に加え、人口減少や物価・人件費の高騰等の社会経済情勢の影響を受け、福祉的就労を取り巻く環境は大きく変化しています。

(2) 計画策定の目的

本計画は、令和6年3月をもって計画期間が満了した「第4期岩手県障がい者工賃向上計画」を引き継ぎ、県全体で福祉的就労を利用する障がい者工賃の水準向上を図るための基本的な考え方や取組方法を明らかにすることを目的に策定します。

(3) 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

また、計画期間中は毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(4) 対象事業所

この計画に基づく取組は、国の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（以下、「国指針」という。）に基づき、福祉的就労の場となる以下の事業所（以下、「就労継続支援事業所等」という。）を対象に実施します。

①就労継続支援B型事業所

②以下のうち希望する事業所

就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に限る）

生活介護事業所、地域活動支援センター（生産活動を行っている事業所に限る）

2 就労支援事業所の状況

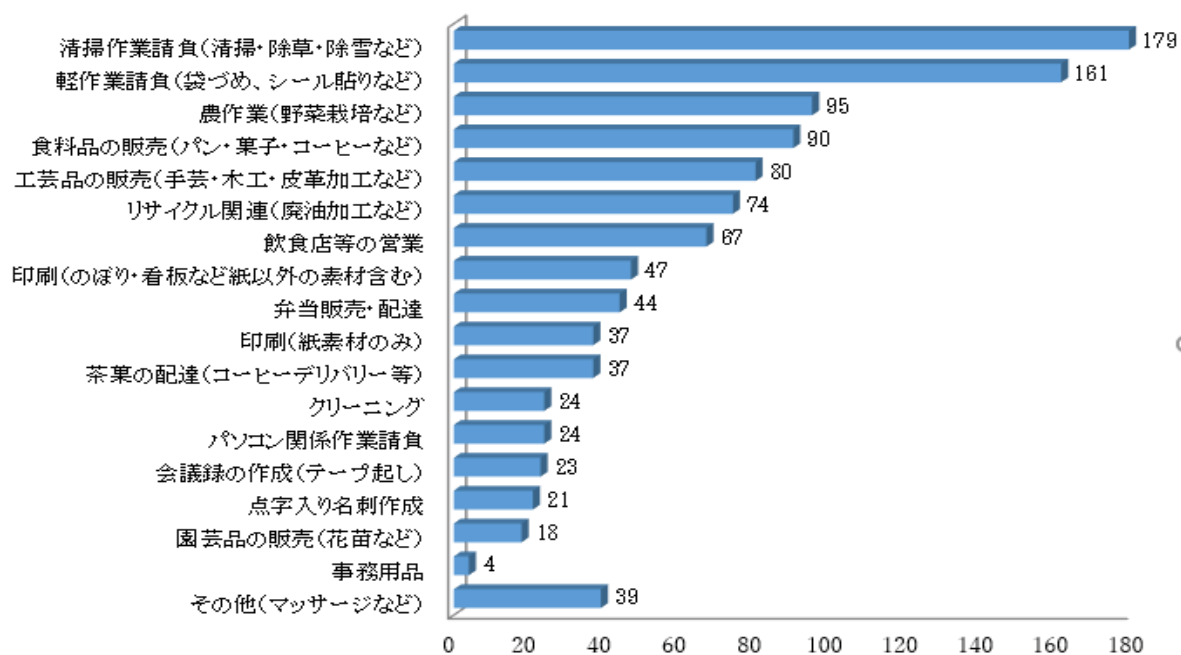
(1) サービス種別・内容及び事業所数（令和6年4月現在）

	就労継続支援B型	生活介護事業所	地域活動支援センター
	障がいの種別を問わず、通所により、就労や生産活動の場を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者に対しては、移行支援も行います。	障がいの種別を問わず、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供等を行います。	障がいの種別を問わず、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進の便宜を図ります。
盛岡	83	54	21
岩手中部	35	25	6
胆江	15	17	3
両磐	17	18	4
気仙	13	6	2
釜石	5	4	5
宮古	15	11	5
久慈	11	4	10
二戸	13	17	7
全県	207	156	63

(2) 取り扱う製品・役務

就労継続支援事業所等の作業品目は次のとおりです。

軽作業請負や清掃作業請負、農作業、食料品の販売が多い状況となっています。



調査 令和6年度ハート購入品目調査（令和6年6月調査実施）複数回答
調査対象事業所 202 事業所から回答（就労継続支援B型事業所のみ集計）

3 第4期岩手県障がい者工賃向上計画（令和3年度～5年度）の達成状況と取組実績

(1) 工賃実績の達成状況

第4期計画の最終年度である令和5年度の平均工賃額は月額20,020円・時間額243円で、前期計画末（令和2年度末）比で月額767円・時間額21円の増となりました。

①目標額と実績額の比較

第4期計画では、第3期計画における実績をもとに、令和5年度までに平均工賃額を月額20,231円、時間額240円に引き上げることとしています。

計画期間中の全ての年度において、月額、時間額ともに前年度を上回りましたが、令和5年度においては、月額の実績額が目標額を下回りました。

令和6年3月の障害福祉サービス報酬改定において、工賃月額算定方法が変更（※）されました。

新しい算定方法による令和5年度の平均工賃額は25,388円となっています。

※変更前：工賃支払総額（1,131,638,281）÷対象者延べ人数（56,526）≒20,020円

変更後：工賃支払総額（1,131,638,281）÷開所日1日あたり平均利用者数（3,809.7）

÷年間開所月数（11.7）≒25,388円

計画		第3期			第4期		
年度		H30	R元	R2	R3	R4	R5
月額	目標額	19,398	19,814	20,230	19,597	19,903	20,231
	実績額	19,363	19,420	19,253	19,713	19,949	20,020 新25,388
	達成率	99.8%	98.0%	95.2%	100.6%	100.2%	99.0%
時間額	目標額	225	231	237	228	234	240
	実績額	221	224	222	231	238	243
	達成率	98.2%	97.0%	93.7%	101.3%	101.7%	101.1%

（単位：円。以降、特に断りがなければ同）

②保健福祉圏域別の平均工賃額の推移

圏域ごとにみると平均工賃額が高いのは二戸、気仙、宮古の順となっています。

計画期間中に平均工賃額が上昇したのは盛岡、両磐、宮古、久慈、二戸の5圏域で、それ以外の4圏域は下降しました。

圏域	R3	R4	R5	R3～5	
				差額	伸び率
盛岡	17,641	18,279	⑥ 19,254	1,613	9.1%
岩手中部	21,423	21,762	④ 21,189	▲234	▲1.1%
胆江	18,196	16,392	⑦ 17,597	▲599	▲3.3%
両磐	18,965	19,681	⑤ 19,809	844	4.5%
気仙	25,594	24,717	② 24,372	▲1,222	▲4.8%
釜石	18,724	18,216	⑧ 16,865	▲1,859	▲10.0%
宮古	20,399	22,029	③ 22,628	2,229	10.9%
久慈	16,354	15,703	⑨ 16,413	59	0.4%
二戸	23,927	24,421	① 24,698	771	3.2%
全県	19,713	19,949	20,034	321	1.6%

③平均工賃額の分布

平均工賃月額 10,000～24,999 円の範囲に約 2/3 の事業所が分布しています。

25,000 円以上の事業所が 2 割程度で、構成比が下降しました。

10,000 円未満の事業所は 1 割程度となっています。

平均工賃月額	R 3		R 5		構成比増減
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	
～4,999	2	1.1%	4	2.0%	0.9%
5,000～9,999	21	11.5%	22	10.8%	▲0.7%
10,000～14,999	40	21.8%	48	23.5%	1.7%
15,000～19,999	50	27.3%	47	23.0%	▲4.3%
20,000～24,999	25	13.7%	37	18.1%	4.4%
25,000～29,999	24	13.1%	20	9.8%	▲3.3%
30,000～	21	11.5%	26	12.8%	1.3%
合計	183	100.0%	204	100.0%	

④県平均工賃額と全国平均工賃額の比較

令和 3 年度及び 4 年度は全国平均より約 3,000 円上回り、全国でも上位に位置していますが、伸び率が全国平均と比べて低くなっています。

	R 3	R 4	R 5
県平均工賃額（前年比）	19,713 (2.4%)	19,949 (1.2%)	20,020 (0.4%)
全国平均工賃額（前年比）	16,507 (4.6%)	17,031 (3.2%)	未公表
全国平均との差	3,206	2,918	
順位	7 位	8 位	

(2) 主な実施事業の取組実績

①官公需の発注促進

県としての優先調達方針を策定し、就労継続支援事業所等からの物品及び役務の調達（ハート購入※）を推進しました。コロナ禍による社会経済活動の停滞により、目標未達の状況が続きましたが、その収束とともに調達実績も以前の水準まで回復しました。

また、市町村に対しても優先調達方針の策定を働きかけ、令和 5 年度においては 32 市町村において策定されました。

◆県における優先調達（ハート購入）の実績

年度	目標額	実績額	前年度実績伸率	目標額比
R 3	24,600,000	20,304,076	▲9.4%	82.5%
R 4	22,300,000	23,028,031	13.4%	103.3%
R 5	25,300,000	22,822,885	▲0.9%	90.2%

※県が業務上必要とする物品・役務の提供の中には、障がい者が提供できるものが多くあり、これらを優先的に購入することにより働く障がい者を支援するものです。県の各部局に対し、就労継続支援事業所等に対する官公需の促進（ハート購入）を率先するよう依頼するとともに、就労継続支援事業所等々が取り扱っている物品等の情報及び県から就労継続支援事業所等への発注状況を県ホームページに公開しています。

◆市町村における優先調達状況

年度	発注額・件数	発注市町村数	調達方針策定市町村数（割合）
R 3	84,808,876 円・1,124 件	32	32 (97.0%)
R 4	84,297,201 円・1,121 件	30	32 (97.0%)
R 5	90,197,991 円・1,109 件	31	32 (97.0%)

②共同受注センターの利用の促進

就労継続支援事業所等々は、その規模等から企業等からの発注に単独では対応できないこともあることから、受注内容を対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注センターを岩手県社会福祉協議会が自主事業として運営しています。

加入事業所数及び受注実績は年々増加傾向にあり、県では、ハート購入の利用を促す際に、併せて共同受注センターの利活用について周知を行っています。

◆共同受注センターの実績

	R 3	R 4	R 5
加入事業所数	90	94	94
受注実績	27,769,762	29,068,975	31,221,804

③いわて障がい者就労支援センターの設置、運営

障がい者の就労の場の拡充と工賃向上を促進するため、「いわて障がい者就労支援センター」を設置し、販路拡大や、農林水産業者や企業、官公庁等と事業所の役務等の業務受注に向けたマッチングを支援するとともに、農林水産業者等への障がい者就労の取組などの理解促進に向けた普及啓発等の支援を行いました。

◆活動実績

	R 3	R 4	R 5
コーディネーター配置人数	3名	3名	3名
マッチング件数	80件	230件	233件
役務等データベース化	57件	50件	52件
販売会	0回	4回	4回
農福連携マルシェ	2回	2回	2回
農林水産業者向け研修会	7回	5回	8回
福祉事業所向けセミナー	5回	7回	10回
特別支援学校向け出前講座	10回	11回	12回

④工賃引上げ支援セミナーの開催

県下の就労継続支援事業所等々のほか関係機関を対象として、工賃引上げに係るノウハウの共有等を目的としたセミナーを開催し、3年間で延べ325名が参加しました。

◆令和3～5年度開催セミナーの主なテーマ及び参加者数

年度	主なテーマ	回数	参加者数
R 3	・販路開拓に向けた実践事項 ・生産性改善に向けた実践事項	1	86名
R 4	・就労福祉の未来展望/工賃向上に向けて ・当たる商品開発と販促手法	1	99名
R 5	・商品の高付加価値化の具体的取組 ・岩手県の福祉的就労の特性を踏まえた工賃向上成功例	1	140名

⑤農福連携に係る取組

令和3年度から、農福連携総合支援事業の取組をいわて障がい者就労支援センターに集約し、農福連携に係る総合的・多面的な支援を他の業種と一体的に実施しました。

具体的には、コーディネーターによる農業者からの作業請負や農業技術支援、製品加工等のマッチングのほか、就労継続支援事業所等を対象とした農業セミナーの開催、マルシェ（市場）の開催等を行っています。

◆活動実績（③から再掲、抜粋）

	R 3	R 4	R 5
マッチング支援件数	13件	13件	9件
研修会、セミナーの開催	12回	12回	18回
マルシェの開催	2回	2回	2回

⑥水福連携に係る取組

令和元～2年度は「水福連携コーディネーター」の配置（岩手県社会福祉協議会への業務委託）、令和3年度は水産加工・障がい福祉連携アドバイザーの委嘱により、震災後人手不足に陥っている水産加工業と就労継続支援事業所等のマッチング支援を行いました。

令和4年度からは、岩手県立大学との地域共同研究により、これまでにマッチングした事業所へのフォローアップや新たなマッチングの創出に取り組んでいます。

◆活動実績

	R 3	R 4	R 5
マッチング支援件数	2件	0件	3件

4 工賃向上に向けた課題と支援の方向性

(1) 平均工賃月額の評価・分析

第4期計画での平均工賃の評価・分析を行うため、第3期計画の最終年度にあたる令和2年度を基準として各種実績を比較しました。

①平均工賃額と伸び率の推移

本県における平均工賃額は全国平均と比較して高い水準にあり、3,000円程度上回る額で推移しているものの、近年の伸び率は鈍化しており、過去3か年の平均伸び率を見ると、全国平均を下回っています。

なお、令和4年度に平均工賃額が全国上位であった都道府県の中には、過去3か年の平均伸び率が2%台となっているところもあり、本県の工賃水準が高いために頭打ちになっていることが、伸び率が鈍化している主な原因であるとは言い難い状況にあります。

自治体名	項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R2-4 伸び率
岩手県：a	月額	19,253	19,713	19,949	20,020	3.6%
	対前年比	▲0.9%	2.4%	1.2%	0.4%	
全国平均：b	月額	15,776	16,507	17,031	未公表	8.0%
	対前年比	▲3.6%	4.6%	3.2%		
差引：a - b	月額	3,477	3,206	2,918	/	▲4.4%

②就労継続支援事業所等における売上総額と工賃支払総額の推移

売上総額、支払総額ともに増加傾向ですが、工賃への還元率（売上総額のうち工賃支払総額が占める割合）は年度により増減があります。

項目	R 2	R 3	R 4	R 5	R2-5 伸び率
売上総額（千円）	2,594,470	2,402,252	2,545,006	2,708,341	4.4%
工賃支払総額（千円）	984,304	1,031,755	1,058,847	1,131,639	15.0%
工賃への還元率	37.9%	43.0%	41.6%	41.8%	

③平均均利用人数と平均利用時間

事業所の増加等により月当たりの平均利用人数・延べ利用時間は増加傾向にあります。

一方、一人当たり月間平均利用時間は減少傾向にあり、障がい特性等により利用者個々の就労時間が短くなっているとも考えられます。

年度	月当たり平均利用人数 (A)	月当たり延べ利用時間 (B)	一人当たり月間平均 利用時間 (B/A)
R 2	4,260	369,429	86.7
R 3	4,362	371,682	85.2
R 4	4,423	371,144	83.9
R 5	4,711	388,183	82.4
R 5 / R 2	110.6%	105.1%	95.0%

④新規開所の事業所の平均工賃額

開所後3年未満事業所と3年以上事業所の平均工賃額を比較すると、3年未満事業所の工賃水準の方が低位ですが、令和3年度までは一貫して差額が縮小傾向にありました。令和4～5年度は金額が増減しています。

新規開所の事業所は、受託取引先の開拓や製品開発により工賃の原資となる収益を確保する必要があり、その状況が工賃水準に影響していると考えられます。

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 5/R 2
開所後3年未満 の事業所：A	平均工賃額	18,826	18,625	20,893	18,993	100.9%
	事業所数	26	27	32	32	145.5%
開所後3年以上 の事業所：B	平均工賃額	19,282	19,803	19,862	20,171	105.8%
	事業所数	152	156	161	172	110.3%
平均工賃差額：A－B		▲456	▲1,178	1,031	▲1,178	
【参考】全体の平均工賃額		19,253	19,713	19,949	20,020	104.0%

(2) 就労継続支援事業所等における目標工賃の達成状況について

①令和5年度目標工賃の達成状況について

各事業所が設定した令和5年度目標工賃の達成状況について調査したところ、約7割の事業所が目標を達成したと回答した一方、残りの3割については目標を達成することができなかったとの回答となりました。

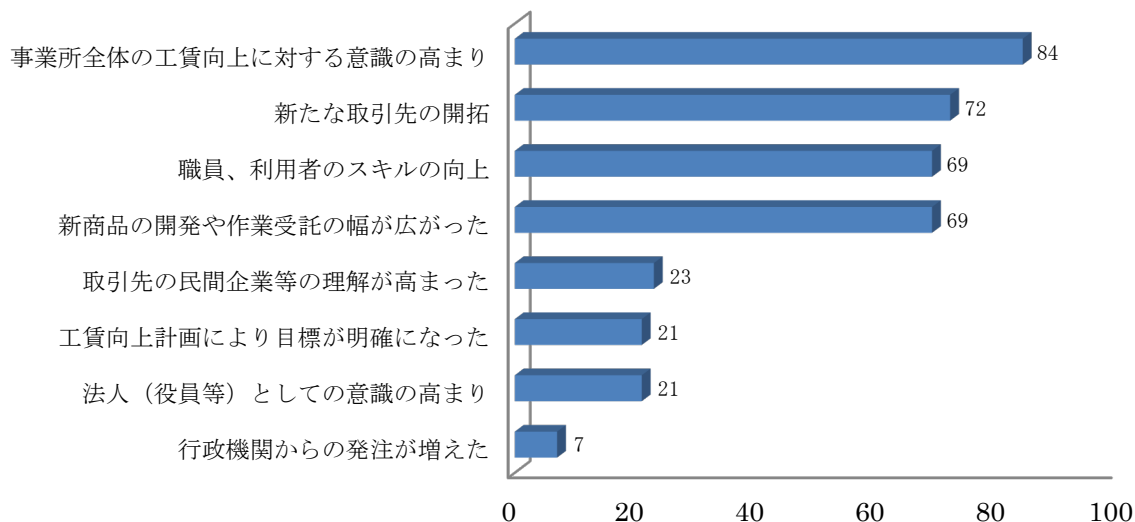
項目	事業所数	割合
達成した事業所	144	72.7%
達成できなかった事業所	54	27.3%

②目標工賃を達成できた要因

令和5年度実績において、目標工賃を達成できた144事業所を対象に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、達成できた要因として多く挙げられたのが、「事業所全体の（工賃に対する）意識の高まり」、「新たな取引先の開拓」、「職員、利用者のスキルの向上」、「新商品開発や作業受託の幅が広がった」の4項目でした。この結果から、事業所の工賃向上に対する意識の高まりにより、新たな取引先の開拓、職員、利用者のスキル向上、新商品の開発や作業受託の拡大など企業的経営手法が根付いてきていると考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていても新商品の開発や作業受託の幅を広げている事業所は、目標工賃を達成できている傾向にあることが分かりました。

一方、前回調査と同様、「行政機関からの発注が増えた」は最も意見が少なく、「取引先の民間企業等の理解が高まった」及び「法人としての意識の高まり」も意見が少ないことから、今後も改善に努める必要があることが分かりました。

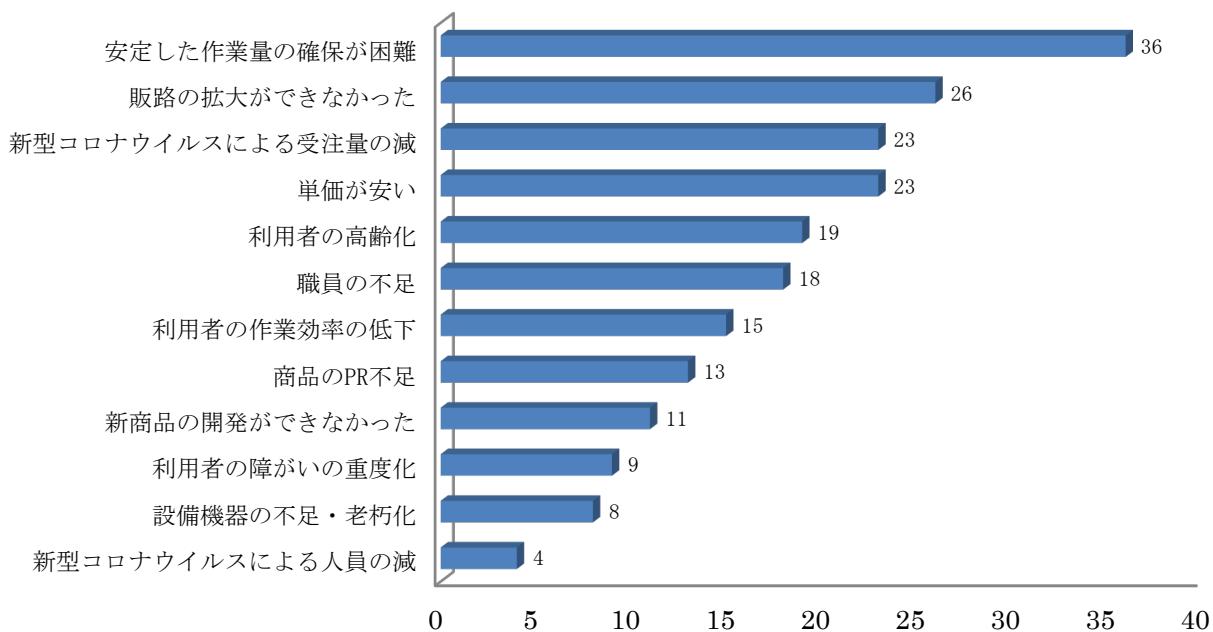


調査 第5期岩手県工賃向上計画策定に係るアンケート調査（令和6年4月調査実施）複数回答
 調査対象事業所 就労継続支援B型事業所 198事業所から回答

③目標工賃を達成できなかった要因

令和5年度実績において、目標工賃を達成できなかった54事業所を対象に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、達成できなかった要因として最も多かったのが、「安定した作業量の確保が困難」、「販路の拡大ができなかった」でした。

また、新型コロナウイルスによる社会活動の停滞による影響や、各種イベントの中止等による販売の機会の減少や物価高騰による製造コストの増加も目標を達成する上での課題となっていると考えられます。



(3) 就労継続支援事業所等が希望する支援策

就労継続支援事業所等が課題解決に向けて県に希望する支援策について、最も多いのが「民間企業や行政機関等への発注の呼びかけ」で 18.1%、次に「工賃引上げへの取組み好事例の紹介と説明会」が 14.4%、「県の官公需における発注目標の設定、優先調達等の庁内周知」が 13.6%と続いています。

本調査結果は、令和3年度に実施した調査結果と概ね同じ構成となっています。なお、「民間企業や行政機関等への発注の呼びかけ」は回答のあった 210 事業所の約 6 割の事業所が希望しており、最も取組の強化が必要であると考えられます。

また、説明会や研修会等の実施に対するニーズも高く、毎年度開催している工賃引上げ支援セミナーではこれらの結果を基に、研修のテーマを選定していく必要があります。

内容	件数	内訳	構成比
(1) 企業の経営手法の導入			
・ 専門家(経営)の派遣	99	47	6.3%
・ 役員、管理者向けの経営セミナーの開催		52	6.9%
(2) 技術指導の強化			
・ 専門家(技術)の派遣	92	50	6.7%
・ 農業との連携事業における農業技術取得支援		42	5.6%
(3) 他産業等との連携の促進			
・ 農業分野との連携による施設外就労、施設内農業等の促進	48	48	6.4%
(4) 受注・販路の拡大			
・ 民間企業、行政機関等への発注の呼び掛け	238	136	18.1%
・ 県の官公需における発注目標の設定、優先発注等の庁内周知		102	13.6%
(5) 共同化・連携の推進			
・ 共同受発注機能の推進	79	79	10.5%
(6) 説明会や研修等の実施			
・ 工賃引上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会	194	108	14.4%
・ 就労支援事業所経営支援研修会		86	11.5%
回答数	750		100.0%

調査 「工賃向上計画」の策定について（令和6年6月調査実施）複数回答

調査対象事業所 工賃向上計画を策定した 210 事業所から回答

(4) 今後の支援の方向性

上記の現状分析により得られた課題に対応し、今後の支援の方向性について以下のとおりまとめました。

平均工賃月額の推移	<p>①平均工賃額は全国的にも高水準であるが、近年伸び率が鈍化している。</p> <p>②事業所における売上総額及び工賃支払総額ともに増加傾向にあるが、工賃への還元率は年度により増減がある。</p> <p>③開所後3年未満の事業所の平均工賃額は、開所後3年以上の事業所の平均工賃額と比較して低い水準にあり、これまでの差額縮小傾向に変化がある。</p>
目標工賃の達成状況	<p>④第4期計画期間中の目標工賃を達成した就労継続支援事業所等は約7割であった。</p> <p>⑤目標を達成できた要因として最も多かったのが「事業所全体の（工賃に対する）意識の高まり」、次いで「新たな取引先の開拓」、「職員、利用者のスキルの向上」「新商品の開発や新たな受託作業の幅が広がった」であった。</p> <p>一方、「行政機関からの発注が増えた」、「取引先の民間企業等の理解が高まった」及び「法人としての意識の高まり」との回答は少なかった。</p> <p>⑥目標を達成できなかった要因として最も多いのは「安定した作業量の確保が困難」で、次いで「販路の拡大ができなかった」、「新型コロナウイルスによる受注量の減」、「単価が安い」、「利用者の高齢化」であった。</p>
支援策として希望する	<p>⑦県に対して希望する支援策は、要望が多い順に「民間企業や行政機関等への発注の呼びかけ」、次に「県の官公需における発注目標の設定、優先調達等の庁内周知」、「工賃引上げへの取組みを活用した好事例の紹介と説明会」であった。</p>



課題と今後の支援の方向性	<p>I 目標達成事業所による販路・受注の新規開拓や新商品の開発、工賃向上に向けた意識啓発、職員・利用者のスキル向上等の取組や成果を共有し、目標未達事業所を含む全ての事業所における工賃水準の底上げを支援する必要がある。</p> <p>⇒ 工賃引上げに向けた取組み事例に関する情報発信の強化</p> <p>⇒ 工賃引上げに取り組む事業所に対する事業開発、販路開拓、情報発信や組織経営等の助言支援</p> <p>⇒ 地域特性を生かした一般企業、農林水産事業者との連携に向けたマッチングの強化</p> <p>II 官民における就労継続支援事業所等への発注を一層促進する必要がある。</p> <p>⇒ 県による「ハート購入」の一層の推進と、市町村による就労継続支援事業所等への官公需拡大に向けた働きかけ</p> <p>⇒ 民間事業者からの受注・連携機会の拡大に向けた情報発信・機運醸成の強化</p> <p>III 高齢化・重度化した利用者であっても、その障がい特性に適した就労機会を確保し、工賃水準の底上げを図る必要がある。</p> <p>⇒ 就労選択支援事業との連携等による福祉的就労の場における多様な就労機会の確保</p> <p>※ 県から国に対し、適切な就労支援体制を確保するための障害福祉サービス報酬の引き上げを継続的に要望。</p>
--------------	---

5 令和6年度～令和8年度の目標工賃

(1) 目指すべき工賃水準と目標工賃

生活保護（盛岡市・単身・障害2級で約12万円）を参考にすると、障がいがあっても地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金（2級・単身で68,000円）の差額となる月額約5万円が目指すべき工賃水準となります。

しかし、今後3年間で工賃を倍額にするのは極めて困難であると考えられることから、本計画期間中に達成を旨とする目標工賃を設定するものです。

(2) 目標工賃の設定

本計画の策定に先立ち、県は就労継続支援事業所等に対して以下の指針を示し、それぞれの目標工賃の設定を含む工賃引上げ計画の策定を求めています。

過去5年（平成30年度～令和4年度）における工賃の平均伸び率により、1.0%を各年度における伸び率とし、令和5年度の目標工賃月額を基準に令和6年度にあっては1.0%、令和7年度にあっては2.0%、令和8年度にあっては3.0%増額した工賃を目標値として設定します。
（令和6年4月11日付障第75号 障がい保健福祉課総括課長通知）

各事業所から提出のあった目標工賃を集計した結果、月額26,258円（令和5年度実績比3.4%の増）となりました。

本計画における県の目標工賃月額は、事業所計画による目標工賃の各年度伸び率に1.0%上乘せして設定し、その達成に向けた各般の施策を講じていきます。

【目標工賃月額】

令和8年度の県平均の目標工賃は、1月1人当たり 月額27,021円 とします。

なお、年度ごとの目標工賃は以下のとおりです。

	R5実績	R6	R7	R8	R8/R5実績 伸び率
県目標工賃	25,388	25,921	26,465	27,021	6.4%
対前年比		2.1%	2.1%	2.1%	

事業所の目標工賃集計額の各年度伸び率に1.0%上乘せ

事業所計画 目標工賃集計額	25,388	25,675	25,965	26,258	3.4%
対前年比	/	1.1%	1.1%	1.1%	

参考：本県の一般就労における賃金関係指標の推移

	R3	R4	R5
決まって支給する給与（社員5人以上） ※毎月勤労統計調査	235,956 (1.0%)	239,502 (1.5%)	239,030 (▲0.2%)
最低賃金	821 (3.5%)	854 (4.0%)	893 (4.6%)

6 工賃向上に向けた各機関の役割

(1) 就労継続支援事業所等の役割

就労継続支援事業所等は、障がい者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、特別な事情がない限り事業所における「工賃向上計画」を作成し、事業所責任者のリーダーシップのもと、利用者の特性に適した就労機会を提供しながら、全職員が工賃向上に取り組むことが求められます。

特に、目標工賃達成指導員においては、施設内の活動にとどまらず、地元企業や経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大など、工賃向上計画に基づき、目標工賃を達成する取組を進める中心的存在となることが求められます。

(2) 県の役割

県は、工賃向上計画の策定を通じて、県全体の福祉的就労の底上げを図っていくことが求められており、この計画に記載する支援施策の展開を中心に、就労継続支援事業所等の主体的な取組を支援します。

特に、官公需の発注促進や民間企業への発注の呼びかけについては、県自らがリーダーシップをとり、働きかけをより一層強化していくこととします。

(3) 市町村の役割

市町村は、障害者総合支援法に定める自立支援給付の実施者として、関係機関との連携の下、就労継続支援等の必要なサービス量を確保することが求められます。

また、優先調達方針を定めて官公需を積極的に推進するほか、ふるさと納税の返礼品への採用等多様な方法により就労継続支援事業所等からの調達拡大を図っていくことが求められています。

(4) 民間団体・事業所による協力

工賃引上げにあたっては官民一体となった取組が必要であることから、民間団体・事業所等においても、就労継続支援事業所等への物品・役務の発注拡大、事務所等における販売機会の提供、主催イベント等に係る情報提供・参加促進等の協力をお願いします。

また、事業課題（農林水産事業者の労働力確保等）の解決にあたり、就労継続支援事業所等との積極的な連携を図るようお願いいたします。

7 工賃向上に向けた具体的な取組内容

これまでの平均工賃額の評価・分析や就労継続支援事業所等における課題、希望する支援策等を基に、県では工賃向上に向けて以下の具体的な取組を進めます。

(1) 官民による就労継続支援事業所等への発注の促進・販売機会の創出

ア 県による「ハート購入」の推進

県は、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度作成し、「ハート購入」制度を活用した取組を一層推進します。これまで調達実績の大部分を占めていた印刷物（紙素材）に加え、多様な物品・役務の調達拡大に努めます。

イ 国・市町村による官公需の促進

県内の国の出先機関や市町村に対し、発注・販売促進の広報・啓発活動、優先発注等の庁内周知等の支援を要請します。特に市町村に対しては、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を必ず策定し、それに基づき、物品及び役務の調達に努力するよう促していきます。

また、官公需のほかふるさと納税の返礼品採用等多様な調達拡大が図られるよう、取扱製品・役務の情報発信を強化します。

ウ 民間団体・企業に対する発注拡大の呼びかけ

就労継続支援事業所等への物品・役務の発注に協力いただけるよう、受発注双方のマッチングを図ります。

また、就労継続支援事業所等に関する情報発信とともに、パブリシティを活用した普及啓発を進め、発注拡大のほか多様な連携・協力をいただきやすい環境の整備に努めます。

エ 官民による販売機会の創出

県は、庁舎内等での合同販売会を実施や常設・臨時の販売スペースの設置を通じ、就労継続支援事業所等に対する販売機会の提供とあわせ、福祉的就労、ひいては障がい者の理解促進の機会としていきます。

また、各市町村や民間団体・企業等への働きかけを強化し、同様の取組が全県的に波及するよう努めていきます。

(2) 共同受注センター利用の促進

県は、共同受注センターの利用を促進し、より多くの事業所が物品や役務の提供を受注できるよう支援していくとともに、市町村及び民間企業等に対して共同受注センターの利活用にかかる情報提供を積極的に行っていきます。

新しく開所した事業所に対しては、共同受注センターへの登録を推奨し、商品の販売や役務を受託する機会を増やすための助言に努めていきます。

(3) 障がい者共生地域活性化支援拠点（仮称）の設置

社会減と自然減がともに進む本格的な人口減少期に入っている本県にあって、障がい者が様々な社会経済活動の担い手として共生し、地域の活性化に貢献しています。

商工、農林水産事業者等との連携創出を支援し、障がい者工賃の水準向上につなげていきます。

【就労継続支援事業所による多様な社会経済活動の展開事例】

①公福連携

無人駅となった鉄道駅の乗客案内業務を受託し、地域公共交通の維持に寄与。

②商福連携

被災し、後継者がいなくなった椿油精製事業を承継。ものづくり企業との連携により商品化。



③農福連携

漢方薬製薬企業から高収益が期待できる薬用作物の栽培を受託し、生薬の国産化に寄与。



【商工、農林水産事業者等と就労継続支援事業所等の連携創出支援（イメージ）】

①連携ニーズの発掘

就労継続支援事業所等との連携による社会・経済課題の解決ニーズを把握。

②立上支援

連携ニーズに対応した専門支援機関とのマッチング等により連携事業の立ち上げを支援。

③自走化支援

情報発信や販路開拓、高付加価値化を支援し、事業の自走化を促進。

④成果の共有

連携経過や成果を共有する機会を設け、広域的に横展開。

連携機運を醸成し、障がい者との共生による地域活性化に向けた好循環を形成

(4) 工賃向上を支援するセミナー・研修会等の開催

就労継続支援事業所の課題認識に対応し、請負作業や商品の高付加価値化、組織・事業経営ノウハウの導入・強化、利用者の高齢化に対応した就労支援、職員の不足に対応した効果的な人員配置等をテーマとするセミナー・研修会を開催します。

一般企業等と競争しながら市場ニーズに合った高品質の製品の生産・販売、多様な受託作業の開拓等により利用者への工賃アップに努力している全国の就労継続支援事業所等の取組事例や組織運営のあり方等を積極的に紹介する等により、事業所自らによる工賃引上げに向けた取組意識を醸成に努めます。

(5) 品質と作り手（担い手）の認証・発信

ア 認証マークの取得支援

県では、食品を中心にその産地や生産方法、品質に関する認証制度を設けています。

また、農福連携に係る製品については「農福連携マーク」を設けています。

就労継続支援事業所が生産する食品等について、こうした認証の取得を促進し、品質の保証を通じた販売促進を支援します。

【認証制度の例】

- ・ 特別栽培農産物認証制度（農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らした農産物）
- ・ 森林認証制度（環境保全や社会的な観点からみて適切で経済的にも持続可能な経営を行っている森林。認証された森林から生産された木材を使った製品にはロゴマークを付与）
- ・ 岩手県ふるさと認証食品（「主要原材料が県産 100%であること」「生産工場等が県内であること」「食品としての品質が優れていること」の3基準に適合した食品）
- ・ いわて地産地消弁当認証（県産米や県産食材を使用して作ったお弁当）
- ・ 農福連携応援マーク（農福連携により生産・販売する農林水産物等）



イ 芸術と連携した作り手（担い手）の認証・発信

アートを通してボーダレス（境界のないこと）を目指するびにい美術館（花巻市）や、障がいのあるアーティストと企業との質の高い協業に取り組む株式会社ヘラルボニー（盛岡市）などの活動により、芸術作品を通じた障がいの有無を超えた共生意識が高まっています。



こうした取組と連携し、就労継続支援事業所による製品・役務であることを認証・発信する取組を進め、製品の作り手、役務の担い手の社会的認知の向上を図ります。

(6) 就労継続支援事業所等の適切な運営の確保

ア 適切な事業所運営の確保

工賃の引上げにあたっては、個々の事業所が国の運営基準等に基づいて事業を運営していく必要があることから、広域振興局等による運営指導等を通じ、適切な運営を確保します。

また、就労継続支援事業所等との意見交換を通じて現状把握に努め、適切な支援体制を確保するための障害福祉サービス報酬の設定について、国に継続的に要望していきます。

イ 利用者の特性に合わせた生産等の活動機会の確保

就労継続支援事業所等においては、個々の利用者の特性に合わせた生産その他の活動機会が確保される必要があります。

令和7年10月から提供が開始される「就労選択支援」においては、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することとされており、こうした支援を通じて多様な就労機会が確保され、工賃水準の向上につながるよう、地域自立支援協議会等と連携した取組を進めます。

【就労継続支援A型事業所について】

就労継続支援A型事業所は、特に希望する事業所を除いて本計画の対象事業所とはしていませんが、労働関係法令の適用を受ける重要な福祉的就労の機会を提供となっています。

全国的には同事業所の不適切な運営が散見されること、また、昨今の最低賃金の引き上げや令和6年度障害福祉サービス報酬改定等が経営環境に影響を及ぼしている事業所が見受けられることから、事業所の運営実態の把握に努め、経営支援の必要性等について検討します。